

中山裁判ニュース

(うどん屋配転訴訟)

NO.7

2009年 12月24日

JR東海労名古屋地方本部
発行者 丹羽成生

中山裁判民事裁判結審！！ 判決は来年2月4日13:10

12月24日、名古屋地方裁判所で、中山裁判の口頭弁論が行われ、裁判所は、今日をもって裁判を結審し、来年2月4日に判決を出すことを決めました。

中山さん! 意見陳述を堂々行おう！！

中山さんは、口頭弁論のなかで、今回の配置転換は、「不当労働行為である」「本件基本動作は、平成12月に一方的に変更したものである」「坂下区長の陳述書と証言は全くの嘘であり偽証である」「本件基本動作は危険である」との意見陳述を堂々と行いました。

裁判所は、今回の配置転換の本質を直視し、公正・公平な判断に基づき中山さんの配置転換を撤回する判決を下すべきです。

判決は、来年2月4日
13:10に名古屋地方裁判所
で言い渡されます。



全組合員は、裁判所に結集しよう！！